

安全管理規則

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規則は、高知県アーチェリー協会(以下、本会)の管理下にあるアーチェリー場(以下、射場)における管理及び運営に関し必要な事項を定め、安全管理の徹底を図ることを目的とする。
- 2 本会会員並びに射場利用者は公序良俗に基づき、本規則並びに全日本アーチェリー連盟(以下、全ア連)制定の競技規則を遵守し、安全に配慮する義務を負う

(用語の定義)

- 第2条 この規則で安全管理とは、競技での事故を未然に防ぐための手段及び万一の際の対応をいう。
- 2 事故とは、人身及び物損事故に加え、その可能性のある全ての現象ないしは行為をいう。
- 3 アーチェリー競技に関する用語の定義については、全ア連制定の競技規則に従う。

(適用範囲)

- 第3条 この規則は、本会の管理下の射場における競技・練習を含む一切の行為に適用する。
- 2 本会は春野運動公園アーチェリー場(高知県高知市春野町芳原 2485)及び南国アーチェリー場(高知県南国市領石 246-7)を管理下に置き、本規則を適用する。
- 3 高知県内のアーチェリー場で本会の管理下でない射場においては各施設の安全管理規定に従う。
- 4 本会及び本会会員の管理指導の下、新たに射場を設置する場合は常設仮設を問わず本規則に従う。

第2章 利用資格

(利用資格)

- 第4条 本会の管理する射場の利用は、全日本アーチェリー連盟発行のスターバッジを取得している者に限る。但し、第5条(例外規定)に準ずる者はその限りでない。
- 2 スターバッジ認定については全ア連規則に従う。必要な発行手続きは、本会事務局が執行する。
- 3 認定の立会いは全ア連公式審判員3級以上の本会会員に限る。認可を行った者は直ちに協会へ報告する義務を負う。
- 4 スターバッジ発行の対象となる者は本会へ加入している者ないし加入の意思を示している者に限る。未加入の場合は速やかに別途定めるところの年会費を収める義務を負う。

(例外規定)

- 第5条 グリーンバッジ未取得の者であっても、本会により安全性を認められている場合は利用が出来るものとする。
- 2 事務局は上記に該当する者へ速やかにグリーンバッジを発行する義務を負う。

- 3 安全性を認められていない場合でも、グリーンバッジを取得している本会成年会員の管理指導の下に限り、射場を利用できる。

(未成年の利用)

第6条 18歳以下の利用に際しては、成年の管理指導を必要とする。

- 2 管理指導を行う者はスターバッジを所持していること。但し、本会により認められている者については管理指導できるものとする。

第3章 安全管理

(設備)

第7条 本規則における設備とは、ターゲットマット他アーチェリー競技及び射場運営に必要な設備の全てを指す。

- 2 設備の管理は本会事務局が管轄し、本会会員の助力により運営する。
- 3 設備に不備が確認された場合並びに不備を修繕した場合、協会事務局へ速やかに報告するよう努める。
- 4 各射場における設置的数及び行射距離は利用者の協議により都度決定する。

(設営の制限)

第8条 行射距離の異なる的を設置する場合、シューティングラインは同一の直線を使用すること。異なるシューティングラインから同時に行射することは、一切認めない。

- 2 シューティングラインの設定に際しては、矢が的の面後方にそれた場合でも歩行者他に危害を与えないよう考慮する。
- 3 設営においては、利用者間の距離が十分に保たれるよう努める。

(行射行為の制限)

第9条 行射はシューティングラインよりの的に人が居ないことを確認した上で行う。

- 2 行射に当たっては、一斉射、一斉矢取りとすること。他の者の行射中にシューティングラインを的方向へ超えることは一切認めない。
- 3 行射時間・本数は利用者の協議により都度決定する。
- 4 行射中、的に人影その他不審な点を発見した場合は直ちに行射を中止し、他の利用者へも注意喚起を行う。
- 5 弓具に破損その他不審な点を発見した場合は直ちに行射を中止し、原因を解消する。
- 6 その他、不適当な行射を行っていると認められた場合は行射を中止し是正する。

(利用の制限)

第10条 上記に違反した者は射場の利用を停止することがある。

第4章 緊急対応

(競技会の中断)

第 11 条 競技委員長は、人身及び重大な物損事故並びに競技場外に矢が飛び出すなどの重大な事故が発生した時は、直ちに競技会を中断し対策を講じなければならない。

(施設管理者への報告)

第 12 条 競技委員長は、速やかに事故の状況を掌握し、負傷者救護等を第一とした措置を講ずるとともに、施設管理者に事故発生の状況報告を行い、その指示に従うものとする。

(協会への報告)

第 13 条 競技委員長は、前条の措置を講じた後、協会理事長に報告、当面の対応策を決定する。理事長不在の場合、次席役員に報告の上同様の決定を行わなければならない。

(競技会継続の可否)

第 14 条 安全確認及び対策が完了し、施設管理者並びに理事長の了解を得られた場合、競技会を再開できるものとする。再開に際し、審判長から競技上の注意及び事故の状況について説明するものとする。

2 安全確認及び対策が困難、あるいは施設管理者からの指導・勧告等がある場合には、競技委員長は競技会の中止を宣言し、選手にその経緯について説明するものとする。

附 則

1 本規約は令和 3 年 3 月 6 日から適用する。

2 この規程の制定・改廃は理事会で決定する。